

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：長崎県、長崎市、佐世保市、西海市

1 地域活性化総合特別区域の名称

ながさき海洋・環境産業拠点特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

エネルギー問題と海運での地球温暖化対策・環境対策について、基幹産業である造船業の技術力を活かし、環境に配慮した高付加価値船・省エネ船の建造を促進するとともに、造船技術とそこから派生する省エネ・環境技術を駆使し、海洋県としての地理的特性も活かしながら海洋・環境産業の振興を図ることにより、産業振興と環境保全・省エネ、エネルギー供給という我が国の経済社会課題の解決に貢献する「ながさき海洋・環境産業モデル」の実現を図り、地域経済の活性化に繋げる。

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：県内造船所による高付加価値船・省エネ船の建造量（累計）

数値目標(1)：171万総トン（2021年度）→725万総トン（2027年度）

評価指標(2)：県内企業による環境関連機器の取扱件数（累計）

数値目標(2)：50件（2021年度）→185件（2027年度）

評価指標(3)：県内企業が建造に携わったあるいは県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量（累計）

数値目標(3)：9.5MW（2021年度）→29.4MW（2027年度）

3 特定地域活性化事業の名称

世界経済の成長に伴い海洋環境規制の導入や省エネ船舶の需用が高まる中、今後、需要拡大が見込まれる造船市場の地域内への取り込みとともに、海洋における地球温暖化防止に貢献するため、規制の特例や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、解決策となる高付加価値船や省エネ船分野の建造を促進するための環境整備について取組を行っていく。

- ① 海洋・環境関連企業の集積（海洋における地球温暖化対策に貢献する高付加価値船や省エネ船に係る分野の建造を促進するための環境整備）
（地域活性化総合特別区域支援利子補給金、別紙2-4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

特になし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置

（別紙2-8）

イ) 国と協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

- ・ 同一特定倉庫内での保税工場の指定による物流コストの削減（関税法）
- ・ 保税地域における蔵置期間の延長による物流コストの削減（関税法）
- ・ 本工場と飛び地工場間の公道輸送に係る特例措置（道路運送車両法）

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>

1 特定地域活性化事業の名称

海洋・環境関連企業の集積（海洋における地球温暖化対策に貢献する高付加価値船や省エネ船に係る分野の建造を促進するための環境整備）
（地域活性化総合特別区域支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社 十八親和銀行（2020年10月1日 株式会社十八銀行と株式会社親和銀行が合併）

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、海洋における地球温暖化防止に貢献するため、高付加価値船や省エネ船に係る分野（造船関連産業）において円滑な事業実施を図るために必要な資金の貸付けを行う。

高付加価値船や省エネ船の建造は、受注、設計、資材調達・蔵置、加工・組立及び引渡という生産工程について、基幹となる造船所に加え多くの関連企業の共同した裾野の広い生産体制の構築（関連産業の集積）が必要不可欠な業種であり、工程中のいずれの箇所が劣っても成し得ない業種である。

このため、生産工程に関連する企業の製造能力等の質を維持しつつ充実強化を図っていく必要があり、関連した工場等の機能強化に必要な施設や設備への投資等、解決策である建造を促進するための環境整備を行っていく。

当該取組は、当該総合特区の政策課題である「海洋における地球温暖化対策」及びその解決策である「海洋における地球温暖化防止に貢献する環境の整備」と整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの。

別紙2-8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

<企業の競争力強化>

- ・【県】グリーン対応型企業成長促進事業
- ・【長崎市】チャレンジ企業応援補助金

<技術開発・事業化・販路開拓支援>

- ・【県】ナガサキ地域未来投資促進ファンド助成事業
- ・【県】海洋エネルギー関連産業創出促進事業
- ・【佐世保市】創造的技術支援事業補助金

<人材育成>

- ・【県】認定訓練助成事業費補助金
- ・【長崎市】人材確保支援費補助金
- ・【長崎市】長崎地域造船造機技術研修事業補助金
- ・【佐世保市】中小企業等人材育成支援事業補助金

<企業誘致・立地支援>

- ・【県】地場企業立地推進助成事業
- ・【県】企業立地推進助成事業（誘致企業向け）
- ・【長崎市】企業立地奨励金事業（誘致及び地場企業向け）
- ・【長崎市】固定資産税の課税免除（誘致及び地場企業向け）
- ・【佐世保市】企業立地奨励金
- ・【西海市】固定資産税の課税免除（誘致企業・増設企業対象）
- ・【西海市】雇用奨励金交付（誘致企業・増設企業対象）
- ・【西海市】普通財産貸付料の減額（誘致企業・増設企業対象）

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・地域未来投資促進法に基づく長崎県における基本計画に対して、地域経済牽引事業の承認、それに伴う地方税の課税免除等の支援措置を実施

基本計画促進区域

- ・長崎県内全市町

3. 地方公共団体等における体制の強化

【海洋産業への地域一体となった支援策の実施】

- ・地域経済の活性化を目指し活動している長崎都市経営戦略推進会議において「長崎が培ってきた海洋関連産業の人財や技術力の活用が期待され、また、世界的な脱炭素化の流れの中で成長が予想される洋上風力発電関連や環境対応船などの産業化に積極的に取り組む」とのテーマを掲げ、産学官一体となって対策を実施している。

※長崎都市経営戦略推進会議の構成団体：長崎商工会議所、長崎経済同友会、長崎県経営者協会、長崎青年会議所、長崎県、長崎市、長崎大学

【海洋エネルギー部門】

- ・公益財団法人長崎県産業振興財団との連携
- ・特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会、長崎大学、長崎総合科学大学、県による海洋分野における産学官連携協定を締結
- ・日本財団オーシャンイノベーションプロジェクトの一環として海洋エネルギーの最先端を学ぶ長崎海洋開発人材育成・フィールドセンター（長崎海洋アカデミー）を設立

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・産学官が連携して県内企業の成長を人材面から支えることを目的として、平成29年3月に「長崎県産業人材育成戦略」を策定し、その中心分野の一つに「造船業を中心とした機械・金属系製造業」を設定
- ・国内外の事業者等に対して本県の取組をアピールするとともに、県内企業の参入促進に向け、「海洋産業フォーラム」を平成26年度から毎年開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度及び令和3年度は中止。）
令和4年度は、国内サプライチェーン構築に寄与する県内企業向け「海洋産業推進セミナー」を開催

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	ながさき海洋・環境産業拠点特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成24年9月7日
地域協議会の構成員	<p>三菱重工業(株)長崎造船所 佐世保重工業(株) (株)大島造船所 国立大学法人長崎大学 学校法人長崎総合科学大学 (株)十八親和銀行 長崎県商工会議所連合会 長崎県商工会連合会 長崎都市経営戦略推進会議 長崎港コンテナターミナル運営協会 長崎港運協会 長崎県造船協同組合 佐世保地区造船工業協同組合 長崎工業会 協同組合三菱長船協力会 協和機電工業(株) 特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協 議会 五島市 新上五島町 長崎県 長崎市 佐世保市 西海市</p>
協議を行った日	平成24年9月13日～25日(第2回会議)
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	<p>地域活性化総合特別区域の指定申請書案を提示し了承された。</p> <p>(協議会における概要案以外への主な意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海洋環境の保全対策としてのバラスト水処理装置設置工事の世界的な需要を取り込むため、入港時に課税されるとん税及び特別とん税の非課税要件の緩和ができないか。 2. 高速船の活用等による新たな港湾物流のシステムの構築について、実現を目指す時期を特定すべき。

	3. 海洋エネルギーの実用化の解決策として、海洋再生可能エネルギーによる発電ファームの導入を進めるべき。
意見に対する対応	1. 県内造船所の受注促進ため、税制の支援措置として申請書に追加し、関係者で調整し、平成25年春「国と地方の協議」として提出した。 2. 目標として2015年度からの開始を目指す旨申請書に記載した。 3. 発電ファームの導入促進について申請書に記載した。
協議を行った日	平成25年3月13日（第3回会議 実務担当者）
協議の方法	直接協議（協議会の開催）
協議会の意見の概要	国が実施した総合特別区域指定地域担当者説明会の状況を報告し、平成25年春「国と地方の協議」優先して協議を進める項目について意見交換を行った。
意見に対する対応	特になし
協議を行った日	平成25年7月12日（第4回会議 実務担当者）
協議の方法	直接協議（協議会の開催）
協議会の意見の概要	平成25年春協議の状況、地域活性化総合特別区域計画の策定に向けた留保条件への対応案（地域ワーキンググループの設置案）、平成25年秋協議の対象項目調査について意見交換を行った。
意見に対する対応	特になし
協議を行った日	平成25年8月9日（第5回会議）
協議の方法	直接協議（協議会の開催）
協議会の意見の概要	平成25年春協議の国見解への対応案、平成25年秋協議項目案について提示し了承された。 （協議会における概要案以外への主な意見） 1. 地域協議会委員でない企業等が、地域の活動拠点とする地域ワーキンググループに参加する場合の位置づけは、協議会委員（追加）とすべき。 2. 地域協議会委員については、本特区の活動の充実強化のため、追加する必要がある。
意見に対する対応	1. 地域協議会委員を公募し、応募のあった企業等は、地域協議会規約の変更を行い正式委員として今後設置する地域ワーキンググループへ参加することとした。
協議を行った日	平成25年9月30日（第6回会議）
協議の方法	直接協議（協議会の開催）

協議会の意見の概要	地域活性化総合特別区域の指定申請書案を提示し了承された。 (協議会における概要案以外への主な意見) 特になし。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成25年10月30日～11月5日(第7回会議)
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	協議会委員の追加に係る規約の改正について審議し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成26年2月19日(第8回会議)
協議の方法	直接協議(協議会の開催)
協議会の意見の概要	平成26年春協議項目について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成26年6月18日(第9回会議 実務担当者)
協議の方法	直接協議(協議会の開催)
協議会の意見の概要	平成25年評価書について協議した。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成26年6月19日～20日(第10回会議)
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	平成25年評価書について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成26年9月3日(第11回会議)
協議の方法	直接協議(協議会の開催)
協議会の意見の概要	地域協議会構成委員追加手続きについて提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成27年2月12日(第12回会議)
協議の方法	直接協議(協議会の開催)
協議会の意見の概要	平成27年春協議項目について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成27年6月29日～7月6日(第13回会議)
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	平成26年評価書について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成28年2月16日(第14回会議)
協議の方法	直接協議(協議会の開催)
協議会の意見の概要	平成28年春協議項目について提示し了承された。

意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成28年6月15日～21日（第15回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	平成27年評価書について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成29年2月8日（第16回会議）
協議の方法	直接協議（協議会の開催）
協議会の意見の概要	計画期間の最終年度到来後の取組について協議し、継続に向けて検討することを決定した。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成29年6月2日～8日（第17回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	平成28年評価書について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成29年11月24日（第18回会議）
協議の方法	直接協議（協議会の開催）
協議会の意見の概要	次期特区新計画について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成30年2月27日（第19回会議）
協議の方法	直接協議（協議会の開催）
協議会の意見の概要	平成30年春協議項目について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成30年6月1日～7日（第20回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	平成29年評価書について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	平成31年2月19日（第21回会議）
協議の方法	直接協議（協議会の開催）
協議会の意見の概要	特区計画の変更（届出）の内容及び、平成31年春協議項目について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	令和1年6月1日～7日（第22回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	平成30年評価書について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	令和2年2月18日（第23回会議）
協議の方法	直接協議（協議会の開催）
協議会の意見の概要	特区計画の変更（届出）の内容及び、令和2年春協議項

	目について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	令和2年6月23日～29日（第24回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	令和元年評価書について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	令和3年2月17日（第25回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	特区計画の変更（届出）の内容及び、令和3年春協議項目、地域協議会規約の変更について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	令和3年6月18日（第26回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	令和2年評価書について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	令和4年3月2日（第27回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	令和4年春協議項目について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	令和4年5月23日（第28回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	令和3年評価書について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし。
協議を行った日	令和4年9月20日（第29回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	令和5年度以降地域活性化総合特区地域新計画（概要版）について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし
協議を行った日	令和4年12月22日（第30回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	令和5年度以降 地域活性化総合特区地域新計画の届け出について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし
協議を行った日	令和5年2月10日（第31回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	令和5年春協議項目について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし
協議を行った日	令和5年3月20日（第32回会議）

協議の方法	直接協議（協議会開催）
協議会の意見の概要	令和3年度事後評価、令和4年春協議結果等について報告した。
意見に対する対応	特になし
協議を行った日	令和5年6月14日（第33回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	令和4年評価書について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし
協議を行った日	令和6年3月19日（第34回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	令和4年度事後評価、令和5年春評議結果等について報告した。
意見に対する対応	特になし
協議を行った日	令和6年5月20日（第35回会議）
協議の方法	持ち回り開催
協議会の意見の概要	令和5年評価書について提示し了承された。
意見に対する対応	特になし